

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

#### 広島県人事委員会規則第十九号

##### 安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「課長」を「参事 課長」に改め、同表の備考を次のように改める。  
備考

この表中「町長部局」とは、坂町課設置条例（平成十一年坂町条例第一号）第一条に規定する機関及び参事により構成される機関をいう。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。